

## 第1章 時津町がめざす教育

### I 国・県の教育にかかる動き

国においては、教育基本法に基づき、平成25年6月閣議決定による第2期教育振興基本計画（対象期間：平成25～29年度）を策定しました。同計画においては、社会を構成する全ての人々が、当事者として自ら課題探求、解決に取り組む「自立・協働・創造に向けた一人一人の主体的な学び」が求められていることを基軸とし、今後の教育行政の基本的方向性が示されました。

このような動きを受け、平成25年12月、長崎県においても長崎県教育振興基本計画（対象期間：平成26～30年度）が策定され、「長崎の明日を拓く人・学校・地域づくり」を目指して、あらためて長崎県教育の目指すべき姿や、その実現に向けた具体的な取り組みが示されました。

平成27年4月1日には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行され、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、教育委員会と首長との連携の強化を図ることなどを主な内容とする、地方教育行政制度の改革が行われました。これにより首長は、教育委員会委員と構成する総合教育会議を設置し、同会議において協議したうえで国が教育基本法第17条において規定する基本的な方針を参酌した地域における教育の振興に関する施策の大綱（教育大綱）を策定することとされました。

### 長崎県教育方針

長崎県の教育は、国際交流の歴史が息づく郷土の伝統と文化を継承し、豊かな自然を守るとともに、命の尊さや個人の尊厳を重んじ、公共の精神を身に付け、我が国や世界の平和と発展に貢献していこうとする調和のとれた人間の育成をめざす。

学校・家庭及び地域住民は、「教育県長崎」の確立のため、自らの役割と責任を認識し、互いに手を携え、県民挙げて子どもたちを健やかに育むとともに、生涯にわたって学び続けることのできる社会の実現を図る。

とくに、教育に携わる者は、子どもたちに深い愛情を注ぎながら、その使命を自覚し、識見と指導力を高め、本県教育の充実と発展に努めなければならない。

### 長崎県が目指す人間像

- 創造性に富み、自立した人間
- いのちを重んじ、心豊かでたくましい人間
- 郷土及び国家を担う責任を自覚し、その形成と発展に主体的に参画する人間
- 我が国と郷土の伝統・文化や自然を誇りに思い、これからの国際社会を生きる人間

## II 時津町町民憲章・時津町第5次総合計画及び五つのしおり

### 1. 町民憲章

私たちは、緑と青い海のふるさと時津を愛し、町民としての誇りをもって、この憲章を定めます。

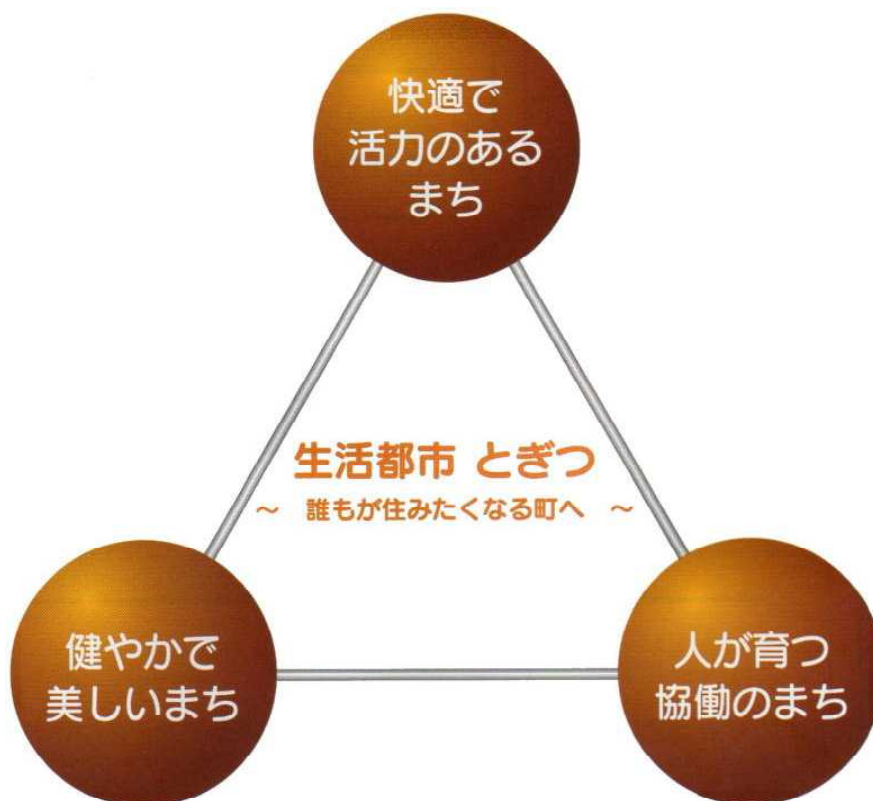
- 一．魅力ある快適な町をつくります
- 一．心をあわせきれいな町をつくります
- 一．笑顔でゆとりのある町をつくります
- 一．心の豊かさをはぐくむ文化の町をつくります
- 一．活気に満ちた産業の町をつくります

平成3年3月制定

### 2. 時津町第5次総合計画

時津町第5次総合計画では、住民主体・住民総参加を趣旨として「生活都市 とぎつ～ 誰もが住みたくなる町へ～」を町の将来像として定め、その達成のために次の3つのテーマを掲げています。

生活都市 とぎつ ～ 誰もが住みたくなる町へ ～



### 3. 五つのしおり

本町では、町民すべての道徳心を高める道しるべとして、五つのしおりを掲げ取り組んでいます。

- あいさつを大きな声でします。
- へんじをはっきりいいます。
- はきものをきちんとそろえます。
- まわりをいつもきれいにします。
- 時間をきちんとまもります。

## Ⅲ 時津町の教育について

### 「夢や志をいただき、ふるさと時津<sup>ひら</sup>を拓く人づくり」をめざして

#### 1. 基本理念

変化の激しい現代社会を生き抜くためには、知・徳・体の調和がとれ、夢や志・目標を持って自己実現を目指し、たくましく生き抜く自立した人間を育成することが重要です。また、人の成長過程においては、家庭や地域社会における教育の役割は大切です。

人と人とのつながりや家庭・学校・地域のつながりの輪を広げ、一体となって、ともに生きることの素晴らしさ、尊さを享受し、生きる喜びや町民どうしの絆をはぐくむことも重要です。家族の愛情に包まれ、地域で多くの人との関わりや活動などを経験することで、家族への愛情や郷土への愛着が育まれ、豊かな人間性が育っていきます。

そのために、家庭や地域など町をあげて、ともに学び合い、支え合う教育風土を醸成し、自己成長の原点であるふるさと時津を愛し、ふるさと時津の発展を志向する人材や創造力・国際性を備えた人材を育みます。そして、自ら直面する困難な課題に対して、柔軟でたくましく切り拓いていく人材を育成し、「誰もが住み続けたい町づくり」の実現を目指します。

## 2. 基本目標

「時津の子どもは時津で育てる」を基本とし、めざす人間像を実現するために、次のとおり3つの基本目標を定めます。

**広く世界に目を向け、自ら学び、心豊かにたくましく生きる子どもを育成します。**

ふるさと時津の将来を担う、たくましく、賢い子どもたちを育てます。

子どもたちへ、基礎・基本の確実な習得や問題意識をもち主体的に学ぶ態度、基本的な生活習慣の確立を徹底して指導し、「確かな学力」を身につけさせます。

予期せぬ災害や国際化、高度情報化など変化の激しい時代の中で、心豊かにたくましく生きる力を培いながら よりよい教育環境の創造に努めます。

**町民が、生涯にわたり、いきいきと暮らす生涯学習社会を創造します。**

町民が、生涯にわたって、自発的に学び、芸術、文化、スポーツ等に親しむことをとおして、生きがいを持って生活できる環境づくりを推進するとともに町民の自主的な学習活動への支援をするなどいきいきとした生涯学習社会の創造に努めます。

**家族やふるさとを愛し、ともに豊かに暮らす地域社会の形成に向けて、家庭や地域の教育力を高めます。**

家庭・学校・地域がそれぞれの責任を果たすように連携を密にし、町全体で子どもたちの「生きる力」を育む環境づくりを進めます。まず、「教育の原点は家庭教育にある」との認識に立ち、「親学習」を充実させ、家庭の教育力を高めます。また、地域ぐるみの教育支援活動を充実させ、地域の教育力の向上を図るとともにさらに、保護者と教職員が一体となって、適切な生活習慣を確立する子どもたちの健全育成を図りつつ、PTA活動をはじめ各種団体の活動の活性化に取り組みます。

### 3. 教育施策の推進組織

#### ○教育総務課

委員会制度改正をはじめとする様々な制度改正に適切に対応するとともに、その目的に沿った教育委員会の運営を行います。

安心して児童・生徒が学べる学校や、地域住民が安全で楽しく利用できる教育施設の整備に努めます。

- (1) 教育委員会の運営に関する事務
- (2) 教育行政に係る長期計画の策定及び重要施策の企画・調整
- (3) 学校、教育施設の整備・充実
- (4) 就学援助等に関わる事務
- (5) 教育施策の点検・評価や事業評価に関わる事務
- (6) 教育施策・活動の広報等に関わる事務

#### ○学校教育課

信頼される学校を目指し、優れた人材の確保、教師力の向上、学校の組織力の向上等の確、迅速、きめ細やかな学校支援に努めます。

- (1) 「確かな学力の向上」・「豊かな心の育成」・「健やかな身体の育成」
- (2) 地域に根ざす・地域に寄り添う学校運営
- (3) 教育活動の充実に向けた環境の整備
- (4) 特別に配慮を要する児童・生徒の支援
- (5) 教職員の人材確保と育成

#### ○社会教育課

誰もが生き甲斐ややり甲斐を持ち、自己実現を目指せる町づくりに努めます。併せて、地域の活力を育む人材の育成と主体的に町づくりに参画できる社会教育の推進に努めます。保護者や地域の人々の教育に対する期待や思い、課題や願いについて共有し合い、具体的な取組（協働実践）につなげる社会教育の充実を図ります。

- (1) 五つのしおり運動の推進
- (2) 社会教育活動の支援と施設整備の充実
- (3) 家庭教育や自治公民館への支援
- (4) スポーツ行事やレクリエーション活動への支援
- (5) 文化財の保存と継承、活用への支援

